

非核三原則の堅持を求める意見書（案）

四街道市は、昭和58年（1983年）に、「核兵器廃絶平和都市宣言」を行い、非核・平和の理念を市の基本姿勢として掲げてきた。その宣言文にも、「非核三原則の完全実施されることを求める」が盛り込まれている。

更に自治体間の連携として、平和首長会議に加盟して、その理念を具体的な行動として継続的に示してきた。

日本はこれまで、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則を国是として掲げ、平和国家としての立場を内外に示してきた。非核三原則は、特定の政権や時代に左右されるものではなく、国民の生命と安全を守るために長年積み重ねられてきた、日本の基本姿勢そのものである。

令和6年（2024年）には、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞した。その代表委員の田中熙巳さんをお招きして、令和7年12月に四街道市との共催で、「戦後80年・核兵器廃絶平和都市宣言42周年平和と文化のつどい」が開催された。

講演の中で田中さんは「ノーベル委員会は、次の年に被団協の受賞予定だったが、ウクライナでの核兵器使用が危ぶまれる中、一年前倒して決定したという。これは“平和の危機”を世界に向けた警鐘でもある。受賞で終わることなく、核なき世界の実現に向け新たな運動の始まり」と力強く訴えられた。

四街道市議会は、非核平和都市宣言を行い、平和首長会議の一員でもある自治体議会として、非核三原則を堅持し、核兵器に依存しない平和のあり方を国が追及し続けることを強く求めるものである。

よって本議会は、政府に対し、下記事項を要請する。

- 1 非核三原則を、今後とも日本の基本方針として堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

四街道市議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣